社会福祉法人詫間福祉会　行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間　　令和８年４月１日～　令和 13 年３月 31 日までの　５年間

2．内容

（次世代法）

目標１：男性職員の育児休業取得率を 50%以上とする。

＜対策＞

- 令和８年４月～　対象となる男性職員への周知と制度利用の推奨

（次世代法）

目標２：フルタイム労働者の時間外・休日労働時間を令和７年度比 10%削減する。

＜対策＞

- 令和８年４月～　業務内容の見直しと DX 化による書類作成の効率化に取り組む
- 令和８年４月～　各部署における問題点の検討を継続する

（女性活躍推進法）

目標３：管理職（課長級以上）となる女性労働者を現在の０人から１名を目指す。

＜対策＞

- 令和8年　４月～　管理職になるのに消極的な理由の検証
- 令和8年　４月～　女性管理職候補者に研修へ参加してもらう